

入札条件

1. 経営事項審査結果通知書もしくは、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の期限切れの場合、指定された日時までに最新の通知書（写）が提出されていない場合は、この通知を取り消すことがあります。（建設工事に係る入札に限る。）
2. 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内（市の休日を除く。）に契約書を提出してください。7日以内に提出しない場合は、この落札は効力を失うこととなります。
3. 時刻までに入札書（見積書）が到着しない場合は、この入札は無効となります。
4. **入札回数は予定価格を公表したのものについては1回、予定価格を公表していないものについては、初回を含め3回までとします。最終入札の結果、落札者がいないときは、入札不調とします。**
5. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満のはし数があるときは、そのはし数金額を切捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する額を入札書に記入してください。
6. 代理人出席入札の場合は、委任状を提出してください。
7. 最低制限価格を設けた入札においては、最低制限価格に満たない価格で入札をした入札者は再度の入札に参加することはできません。
8. 入札者は、経営者を除いた直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（本市内に本社を有する入札者については、あらかじめ本市に登録している者）を現場代理人として常駐させてください。
9. 現場代理人及び主任技術者選任（変更）通知書を提出する際には、社員であることを証明できる書類（社員証・健康保険証・監理技術者証等）の写しを添付してください。
10. 入札に参加する者が2者に満たない場合は、入札を中止します。